

令和7年度

情報公開制度及び個人情報保護制度
実施状況

東埼玉資源環境組合総務課

目 次

第1 はじめに

- 1 情報公開制度について 1
- 2 個人情報保護制度について 3

第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況 6
- 2 公開請求の個別の処理状況 7

第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報ファイル簿の作成、公表 8
- 2 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況 9
- 3 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況 9

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会 10
- 2 審査会の開催状況 10

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会 11
- 2 審議会の開催状況 11

第1 はじめに

1 情報公開制度について

(1) 制度の目的

情報公開制度とは、組合が保有する情報（公文書）を皆様からの請求により公開し、組合運営に関する行政情報を共有する制度です。組合の行政活動について説明する責務を全うするとともに、公正で透明な行政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 根拠規程

組合の情報公開制度は、「東埼玉資源環境組合情報公開条例」に基づき、平成12年10月1日から運用しています。

(3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

管理者、公平委員会、監査委員、議会

(4) 対象公文書

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものです。

ただし、新聞、書籍など一般に容易に入手又は利用することができるものなどは対象外です。

(5) 公開請求できる方

どなたでも公開請求をすることができます。

(6) 公開請求の受付から決定まで

第一工場ごみ処理施設にある窓口（総務課）に、公開請求する公文書の名称又は内容や希望する公開方法などの必要事項を記入した「公文書公開請求書」を提出します。また、郵送でも請求することができます。

実施機関は、請求日から起算して原則として15日以内に公開決定等を行い、速やかに書面でお知らせします。

ただし、必要に応じて決定期限を延長することがあります。その場合、延長後の期限とその理由を書面でお知らせします。

(7) 公文書の公開義務

実施機関は、公開請求があったときは、請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

＜非公開情報＞（※東埼玉資源環境組合情報公開条例第7条各号に定められています。）

第1号 個人に関する情報

第2号 法人等に関する情報

第3号 国等との協力関係等に関する情報

第4号 公共等の安全等に関する情報

第5号 審議、検討又は協議に関する情報

第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの

ウ 調査研究に係る事務に関するもの

エ 人事管理に係る事務に関するもの

オ アからエまでに掲げる以外のもの

第7号 法令秘情報

（8）第三者に対する意見書提出の機会の付与

公開請求に係る公文書に、実施機関及び公開請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることにより、権利利益の保護を図っています。

（9）公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、組合市町の住民や公文書の内容に利害関係のある方などは無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

（10）審査請求

非公開決定等に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求が行われると、実施機関は「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重して裁決します。

2 個人情報保護制度について

(1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、組合が保有する自己情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される組合運営を一層推進していくことを目的としています。

(2) 根拠規程

組合の個人情報保護制度は、旧条例（東埼玉資源環境組合個人情報保護条例）に基づき、平成30年4月1日から運用してきましたが、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、令和5年4月1日から個人情報保護法による全国共通のルールが適用されることになりました。

この際、組合では、個人情報保護法により条例に委任された事項（開示請求の手数料等）や独自の運用事項を定める「東埼玉資源環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しています。

※組合議会は個人情報保護法が適用されませんが、「東埼玉資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、法と同様の制度を運用しています。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

管理者、公平委員会、監査委員、議会

(4) 個人情報の定義

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別することができるものをいいます。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。（例：映像情報、メールアドレスなど）また、その情報だけでも特定の個人を識別することができる番号、記号、符号など（個人識別符号）も個人情報に該当します。（例：指紋、免許証番号 など）※個人識別符号は、政令等に規定されます。

(5) 開示請求等

ア 開示請求

どなたでも、組合が保有する自己情報について開示請求することができます。

イ 訂正請求

組合が保有する自己情報について、その内容が事実でないと思料するときは、訂正請求をすることができます。

ウ 利用停止請求

組合が保有する自己情報について、不適切に取得、利用、提供されている

場合は、その情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求をすることができます。

(6) 開示請求等ができる方

どなたでも自己情報の開示・訂正等を請求することができます。

(7) 開示請求等の受付から決定まで

第一工場ごみ処理施設にある窓口（総務課）に、開示請求する保有個人情報の名称や希望する開示方法などの必要事項を記入した「保有個人情報開示請求書」を提出します。また、法定代理人又は本人の委任による代理人による請求も可能です。

その際、本人であることが確認できる書類（運転免許証等）や、代理人による請求の場合は、代理人の本人確認書類などの提出又は提示が必要です。

実施機関は、請求日から起算して原則として１５日以内に開示決定等を行い、速やかに書面でお知らせします。

ただし、必要に応じて決定期限を延長することがあります。その場合、延長後の期限とその理由を書面でお知らせします。

(8) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、請求に係る保有個人情報に、次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

＜不開示情報＞（※個人情報保護法第７８条第１項に定められています。）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1)開示請求者（代理人請求の場合は本人）の生命、健康等を害するおそれがある情報(2)開示請求者以外の個人に関する情報(3)法人等に関する情報で、開示することにより当該法人等の権利・利益等を害するおそれがある情報(4)国の安全を害する、諸外国等との信頼関係を損なうおそれのある情報(5)公共の安全等に関する情報（犯罪予防、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの等）(6)国の機関、独立行政法人等の内部又は相互間の審議、検討、協議に関する情報であり、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報(7)国の機関等の事務又は事業に関する情報であり、監査、検査、取締り、試験等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのある情報（事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報） |
|---|

(9) 第三者に対する意見書提出の機会の付与

開示請求に係る保有個人情報に、実施機関及び開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることにより、権利利益の保護を図っています。

(10) 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

(11) 審査請求

不開示決定等に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求が行われると、実施機関は「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重して裁決します。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

令和7年度の公開請求は6件で、処理状況は表1のとおりです。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実 施 機 関	請求 件数	処理 件数	処理状況							取下げ
			公開	部分 公開	非公開	非公開	存否 不回答	不存在	その他	
管 理 者	6	7	6	0	0	0	0	0	0	1
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6	7	6	0	0	0	0	0	0	1

※1件の請求で複数の公文書が対象となる場合は、複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
組合市町内に住所を有する者	2
組合市町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	4
組合市町内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0
組合市町内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0
その他上記に掲げる以外のもの	0
合 計	6

表3 課別の処理状況

課名	処理件数	処理状況							
		公開	部分公開	非公開	非公開	存否不回答	不存在	その他	取下げ
計画課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務課	3	3	0	0	0	0	0	0	0
第一工場業務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第二工場業務課	4	3	0	0	0	0	0	0	1
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	6	0	0	0	0	0	0	1

2 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は、表4のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであるとみとめられる情報については、「東埼玉資源環境組合管理者が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、情報提供するよう努めています。

表4 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求公文書	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
1	6/10	・空調設備保守管理委託（令和7年度）の金入り設計書	総務課	公開		
2	7/7	・空調設備保守管理委託（令和5年度）の金入り設計書 ・空調設備保守管理委託（令和6年度）の金入り設計書	総務課	公開		
3	9/2	・最終処分場跡地整備工事（令和7年度）の金入り設計書	第二工場業務課	公開		
4	12/2	・増森グラウンド防球ネット及びベンチ設置工事の金入り設計書	総務課	公開		
		・第二最終処分場跡地整備工事の金入り設計書	第二工場業務課	公開		
5	12/22	・旧放流管撤去工事（草加市道20197号線外1路線）（入札日2025年6月6日）の金入り設計書	第二工場業務課	－		取下げ
6	1/20	・第二最終処分場跡地整備工事の金入り設計書	第二工場業務課	公開		

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報ファイル簿の作成、公表

個人情報保護法では、保有個人情報を含む情報の集合体で、情報システムにより体系的に構成したもの及び氏名、生年月日等により容易に検索できるよう体系的に構成したもの（個人情報ファイル）のうち、記録される個人の数が1,000人以上のものについて「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられています。なお、組合では独自の運用として、個人の数が1,000人以上のものについて「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しています。その概要は、表5のとおりです。

表5 個人情報ファイル簿の概要一覧

No.	個人情報ファイルの名称	所管課	利用目的	記録項目	個人の数
1	東埼玉資源環境組合事務連絡協議会会員名簿	計画課	東埼玉資源環境組合事務連絡協議会の事務を処理するため	氏名、電話番号、職業	100～999人
2	債権者登録管理システム	計画課	債権者情報の登録に関する事務を処理するため	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込先口座情報	100～999人
3	夏休み親子スクール受付台帳	計画課	夏休み親子スクールの事務を処理するため	氏名、電話番号、メールアドレス	100～999人
4	元日展望台受付台帳	計画課	元日展望台の事務を処理するため	氏名、電話番号、メールアドレス	100～999人
5	リユースまつり 実行委員名簿	計画課	実行委員会の庶務を処理するため	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、地位	100～999人
6	広報紙リユースクイズ応募者台帳	計画課	広報紙リユースクイズの当選者の選出のため	氏名、住所、メールアドレス、年代	100～999人
7	教員研修希望者名簿	計画課	教員研修受講者の管理のため	氏名、電話番号、メールアドレス、職業	100～999人
8	ポスター展入賞者名簿	計画課	ポスター展の入賞者へ賞状及び記念品贈呈のため	氏名、電話番号、メールアドレス、学校名	100～999人
9	中学生社会体験希望者名簿	計画課	中学生社会体験受講者の管理のため	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、職業	100～999人
10	表彰者管理簿	総務課	組合運営に功労のあった方を表彰するため	氏名、住所、電話番号、職業、在職期間	100～999人
11	入札参加資格申請システム	総務課	入札参加資格者の申請受付、審査を行うため	氏名、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、役職	100～999人
12	契約業者管理システム	総務課	契約事務を行うため	氏名、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、役職	100～999人
13	文書收受発送簿	総務課	文書の收受及び発送に関する事務を行うため	氏名	100～999人
14	個人搬入受付表	一工場業務課	枝・草を搬入した者を記録しておくため	氏名、住所、電話番号	100～999人
15	事業系搬入業者名簿	一工場業務課	ごみ処理手数料納入通知書作成のため	氏名	100～999人
16	議員名簿	議会事務局	議員に係る庶務を処理するため	氏名、住所、電話番号、生年月日	100～999人

2 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

令和7年度は、開示請求はありませんでした。

3 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

令和7年度は、訂正等の請求はありませんでした。

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 審査会の概要

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定に不服があった場合に行われる審査請求について、実施機関からの諮問に応じて公平かつ客観的な立場で審査し、答申する管理者の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行います。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表6）。

表6 審査会委員（任期 令和6年11月1日～令和8年10月31日）

氏 名	職業等
吉村 総一	弁護士
土田 伸也	中央大学法科大学院教授
萩原 豊子	元・松伏町役場職員

2 審査会の開催状況

令和7年度は、審査会の開催はありませんでした。

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 審議会の概要

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている管理者の附属機関です。

審議会は、情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、管理者から報告を受け、及び意見を述べることであります。

審議会は、公共団体等から推薦された方や学識経験者の6人で構成されています（表7）。

表7 審議会委員（任期 令和6年4月24日～令和8年4月23日）

氏 名	職業等
荒木 真名	弁護士
太田 航平	平成国際大学法学部准教授
坂本 美枝子	八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会副会長
石井 浩樹	三郷市商工会監事
杉村 好美	吉川市情報公開・個人情報保護審査会委員
里見 純庸	元・松伏町職員

2 審議会の開催状況

令和7年度の審議会の開催状況は、表8のとおりです。

表8 審議会の開催状況

	開催日	主 な 内 容
第1回	令和7年 10月16日	・ 令和6年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について ・ 保有個人情報の管理に関する点検及び監査の取組について

令和 7 年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 東 埼 玉 資 源 環 境 組 合
〒 3 4 3 - 0 0 1 1
埼 玉 県 越 谷 市 増 林 三 丁 目 2 番 地 1
Tel 0 4 8 - 9 6 6 - 0 1 2 2 （ 直 通 ）

編集 東 埼 玉 資 源 環 境 組 合 総 務 課

令 和 8 年 4 月